

電気の調達仕様書

1. 概要

- (1) 件名 松山市庁舎本館外59施設で使用する電気の調達
- (2) 需要場所 仕様書別紙1「需要場所等一覧」のとおり。
- (3) 業種及び用途 官公庁舎等

2. 仕様

(1) 調達電気方式等

- ①調達電気方式 : 交流3相3線方式
- ②調達電圧(標準電圧): 6,000V
- ③計量電圧(標準電圧): 6,000V
- ④標準周波数 : 60Hz
- ⑤受電方式 : 仕様書別紙1「需要場所等一覧」のとおり

(2) 予定契約電力、予定電力使用量等

- ①予定契約電力 : 仕様書別紙2「予定契約電力・予定使用電力量一覧」のとおり
- ②予定使用電力量 : 仕様書別紙2「予定契約電力・予定使用電力量一覧」のとおり
- ③最大需要電力実績 : 仕様書別紙3「最大需要電力・使用電力量実績一覧」のとおり
- ④使用電力実績 : 仕様書別紙3「最大需要電力・使用電力量実績一覧」のとおり

※入札に用いる数量は上記①予定契約電力及び上記②予定使用電力量のとおりとする。ただし、契約電力500kw未満の施設については、実際の取引における各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(3) 調達期間

自 令和4年 4月 1日 0:00
至 令和5年 3月31日 24:00

※「中島B&G海洋センター」は改修工事に伴い、上記調達期間の途中で調達を停止するものとする。

「松山中央公園多目的競技場」については調達期間を下記の通りとする。

自 令和4年11月 1日 0:00
至 令和5年 3月31日 24:00

(4) 電力量等の計量

- ①自動検針装置 : 仕様書別紙2「予定契約電力・予定使用電力量一覧」のとおり
- ②計量器の構成 : 電力需給用複合計器

(5) 需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

仕様書別紙1「需要場所等一覧」のとおり

(6) 電気料金の算定方法

①電気料金は、各月毎の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。

②電気料金は、次の(ア)から(エ)に掲げる料金を合算した額とする。

(ア) 基本料金 契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

・基本料金＝契約電力×基本料金単価×(1.85－力率/100)

(イ) 電力量料金 使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

(ウ) 燃料費調整額 燃料費調整額は、当該地域を所轄するみなし小売電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。

・燃料費調整額＝使用電力量×(±燃料費調整単価)

(エ) 燃料調整単価の適用 燃料調整単価の適用は、当該地域を所轄するみなし小売電気事業者が採用する各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間とする。

(オ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄するみなし小売電気事業者が定める電気調達条件による。

③電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする。

(ア) 契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(エ) 電気料金は、各施設毎に算出し、少数点以下を切捨て、全施設分を合算する。

※入札においては、松山市の示す入札内訳書により算出し、入札書に添付すること。

(7) 電気料金の請求及び支払い

①料金の請求は、各施設毎とし、仕様書別紙4「電力使用料金請求書送付先一覧」に記載する請求書送付先に郵送すること。

請求の際には、請求書のほかに、最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価及び料金等を添付すること。

また、その最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価及び料金等のデータをエクセル形式の一覧表で松山市へ提出すること。

②落札者は、(6)により算出した当該月分の電気料金を速やかに松山市に請求し、松山市は適法な請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。

(8) その他

①力率は、100%を保持する予定。

②フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

③太陽光発電設備を有している(仕様書別紙1「需要場所等一覧」のとおり。)

④通信機能付電力需給用複合計器を設置している。

⑤使用電力量等の検針後、検針結果(最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価及

び料金等)を速やかに各施設の担当部局へ通知すること。

- ⑥この仕様書に定めのない調達条件については、当該地域を所轄するみなし小売電気事業者が定める供給条件(電気供給約款)等を基に松山市と落札者で協議して決定するものとする。